

JETRO

日本貿易振興機構(ジェトロ)

フランス経済・財務省および行動・公会計省

「新型コロナウイルス COVID-19 による貴社の事業活動 への影響：企業支援措置と役立つ連絡先とは？」 (2020 年 4 月 16 日 16 時時点) 」 (ジェトロ仮訳)

2020 年 4 月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

パリ事務所

【出所】経済・財務省および行動公会計省ポータル Le portail de l'Économie, des Finances, de l'Action et des Comptes publics

→ <https://www.economie.gouv.fr/coronavirus-soutien-entreprises#> に掲載中の [PDF](#)（随時更新可能性あり、更新日時は 1 ページ目右上を参照）。

【免責条項】本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。また、仮訳はジェトロが作成したもので、必ずしもフランス政府の正式な見解を反映するものではありません。仮訳に含まれる情報について、フランス政府はいかなる責任も負いません。

禁無断転載

Copyright (C) 2020 JETRO. All rights reserved.

目次

1. 社会保険料等の雇用主負担金の支払い及び納付期限の延期措置（社会保障・家族手当負担金徴収組合：URSSAF、直接税など）とは、どのようなものか（申請方法、窓口）など？	1
2. 事業運営状況が非常に困難な状況にある場合、個々の審査ベースの減税.....	5
3. 事業運営状況が困難な状況にある小規模企業を対象とした、家賃、水道・光熱費の支払い延期	5
4. 事業運営状況が非常に困難な状況にある零細企業(TPE)や自営業(indépendants)、自由業 (professions libérales)、個人事業主(micro-entrepreneurs)を対象とした、国と地域圏の連帯基金による 1,500 ユーロ支給措置	6
5. 企業の新規借入に対する 3,000 億ユーロの政府信用保証	7
6. 銀行とのローン返済繰延の交渉における政府・仏中銀の支援（貸付調停）	9
7. 部分失業（一時帰休）制度の簡素化および拡充による雇用の維持	9
8. 企業調停官によるクライアント、サプライヤーとの係争処理支援	10
9. 国・地方自治体は新型コロナウイルス感染症を不可抗力と認定、政府および自治体による公共調達不履行の遅延損害金を不適用	10
10. 輸出企業への支援策	11

新型コロナウイルス感染症 COVID-19 の蔓延に直面し、政府は企業向け即時支援措置を実施している。

1. 社会保険料等の雇用主負担金の支払い及び納付期限の延期措置（社会保障・家族手当負担金徴収組合：URSSAF、直接税など）とは、どのようなものか（申請方法、窓口）など？

URSSAF への社会保険料支払いを延期する

15 日付の支払期限となっている企業は、2020 年 3 月 15 日を期限とする社会保険料の支払いの一部または全部を延期することが可能であった。同様に、5 日付の支払期限となっている企業は、2020 年 4 月 5 日を期限とする社会保険料の支払いの一部または全部を延期することができる。

なお、支払い日は最大 3 ヶ月間延期され得る：（補足）情報は追って更新予定。（遅延による）罰則は適用されない。

社会保険料支払い延期手続きとは？

【3 月 15 日付支払期限の場合】

フランス大統領の発表に沿い、全国の社会保障・家族手当負担金徴収組合（URSSAF）ネットワークは、3 月 15 日付で社会保険料を支払う企業（従業員 50 名未満の企業）に対し、保険料の一部または全部の支払いを延期できる措置を取った。その結果、38 万社が同措置を利用した。これは、当初徴収予定だった 90 億ユーロのうち、30 億ユーロ以上の保険料に相当する。

・ 4 月 5 日付支払期限の場合

ジェラルド・ダルマナン行動・公会計担当相の発表に沿い、毎月 5 日付で社会保険料を支払う企業（従業員 50 名以上の企業）は、2020 年 4 月 5 日付支払予定の保険料の一部または全部の支払いを延期することができる。なお、最大 3 ヶ月間延期が可能。補足情報は追って更新予定。（遅延による）罰則は適用されない。

4 月 5 日付支払期限の社会保険料支払い延期手続きとは？

雇用主は、必要に応じて、支払額を 0 ユーロから一部支払いといった形で調整することが可能。

しかしながら、申告は必須であり、2020 年 4 月 5 日 23 時 59 分までに、社会保険記名申告書（Déclaration Sociale Nominative : DSN）を必ず提出する義務がある。

- ・ 第 1 のケース：雇用主が DSN を介さず、銀行振込する場合
→ 振込額を調整する、もしくは振込をしないことができる。
- ・ 第 2 のケース：雇用主が DSN を介して支払う場合
→ 2020 年 4 月 5 日 23 時 59 分までに 2020 年 3 月分の DSN を送信すること。SEPA（ジेटロ注）による支払額は DSN システム上で調整可。

（注）SEPA（Single Euro Payment Area）とは単一ユーロ決済圏。主に EU 加盟国において、ユーロ建て決済ができる地域とその決済方法。

雇用主が、社会保険料全額に対する延期を望まず、被雇用者負担分の拠出金の支払いを希望する場合は、雇用主負担分の保険料については通常通り支払繰延が可能。手続き方法は、URSSAF のウェブサイト

(urssaf.fr) から自社アカウントにアクセスし、メッセージ欄 (messagerie) からメール通知する：「新メッセージ：Nouveau message」→「申告手続き：Une formalité déclarative」→「例外的事態の申請：Déclarer une situation exceptionnelle」。URSSAF は 3957 番 (0.12 ユーロ / 分 + 基本通話料金) で電話でも対応。老齢補足年金についても、支払いの延期または支払遅延の合意が可能である。そのためには、雇用主は、管轄の補足年金機構に連絡する必要がある。

これまで以上に、医療ケアシステム、さらには、社会保障制度や国家機能へのニーズが高まる現在の状況において、企業が国庫の連帯の資金調達に継続して貢献できることは大変重要となる。これらサービスを最も必要としている企業がそれを活用できるためにも、各企業が責任ある行動をとることが望まれる。

・ **自営業者 (travailleurs indépendants) の場合、ただし個人事業主 (auto-entrepreneurs) を除く**

3 月 20 日と 4 月 5 日の月次引き落としは無し。新措置の発表を待ち、同引き落としに関しては後日 (4 月から 12 月) 等配分される。

さらに、自営業の場合は以下の申請可。

- 前納も含め納付税期限の猶予。追徴金、罰金なし。
- 現時点で収入減を考慮、年次申告を待たずして収入を再予測、納付期日を調整
- 社会保障機関による納付額の一部または全額負担あるいは特別資金援助

納付期限猶予、収入に応じた納付期日調整、社会保障機関による支援を得るための手続きとは？

➔ **手工芸 (artisans)、商業従事者 (commerçants)**

- 納付期限猶予、収入予測依頼はウェブサイト secu-independants.fr の「マイアカウント：mon compte」から：<https://www.ma.secu-independants.fr/authentication/login>
- メールで「あなたの納付金：Vos cotisations」、理由：motif「支払困難：Difficultés de paiement」を選択：<https://www.secu-independants.fr/contact/adresse-telephone/urssaf/>
- 3698 に電話 (通常の通話料金、無料サービス)

➔ **自由業 (professions libérales)**

- ウェブサイト urssaf.fr の「申請手続き：Une formalité déclarative」→「例外的事態の申請：Déclarer une situation exceptionnelle」
- 3957 番 から URSSAF に電話 (通常の通話料金 + 0,12 ユーロ / 分)、医師および医療補助業務従事者は 0806 804 209 へ (通常の通話料金、無料サービス)

納税期日の延期を経済・財務省公会計総局 (DGFiP) の法人税担当課 (SIE) に申請する

・ **企業あるいは企業を担当する公認会計士**は法人税担当課へ罰金なしで今後の直接税 (法人税の前納、給与税) の納税延期を申請することができる。

既に 3 月分を支払済で銀行に対し SEPA (単一ユーロ決済圏) 引き落としを拒否できない場合は、引き落としが確実になった時点で法人税課に払い戻しを依頼することができる

- ・ **自営業者**は源泉徴収の割合と前納額をいつでも変更できる。職業収入に対する源泉徴収額の前納についても、月単位であれば3回まで、四半期単位であれば次期四半期への延期が可能。

これら手続きは全てウェブサイト impots.gouv.fr の個人窓口（espace particulier）中の「私の源泉徴収管理：Gérer mon prélèvement à la source」の項目から可能。毎月22日までに届いた依頼は翌月に反映される。

- ・ **企業不動産負担金（CFE）あるいは固定資産税の月払い契約**についてはウェブサイト impots.gouv.fr、あるいは自動引落しサービスセンター（Centre prélèvement service）へ連絡、中止することができる。納税残額は罰金なしで（後日然るべき期日に）残高より引き落とされる。

手続き簡易化のため、DGFIPはウェブサイト impots.gouv.fr に法人税担当課へ提出すべき書類の雛形を掲載。

<https://www.impots.gouv.fr/portail/node/9751> の「便利な書類：Documentation utile」参照

納税困難な場合は、法人税担当課へセキュリティ保証済みの法人窓口：espace professionnel からのメール、電話にて遠慮なくアプローチすること。

法人税控除、付加価値税控除額の早期還付を得るには？

・ 法人税控除額の早期還付

困難な状況にある企業を資金的支援するため、2020年返還予定の法人税控除額を通常よりも早く還付するための体制を整えた。

2020年に還付されるべき法人税控除を一件あるいは複数享受する企業は、場合によっては2019年の業務を対象として法人税の課税があり得るが、控除が可能なものについて財務報告書（liasse fiscale）の提出を待たずして直ちに還付を申請することができる。

この措置は2020年還付対象の控除額の全てに適用される。

企業はウェブサイト impots.gouv.fr の法人窓口から以下の書類を

- 税控除額還付請求書(formulaire n° 2573)
- 税控除証明書(déclaration n° 2069-RCI。または未提出の場合、特殊証明書：déclaration spécifique)
- 財務報告がない場合は、納税が必要なものについては徴収し、かつ2020年の還付額を明確化するための法人税明細(formulaire n° 2572)

法人税担当課(SIE)は、企業からの還付請求について、数日以内に早期対応すべく尽力する。

・ 付加価値税控除額の還付

付加価値税控除額の還付を受けるためには、法人窓口（espace professionnel）より直接あるいは電子申請を認可された公認会計士を介して、電子申請を行う必要がある。

新型コロナウイルス危機に鑑み、DGFIPは迅速に付加価値税控除額の還付申請を処理する。

財政的困難への対応：財政担当部門長委員会（CCSF）

CCSF は財政的困難に遭遇している企業に対して、秘密厳守の上、**税・社会保障の負債 dette fiscales et sociales（雇用者分）の納付期限**を猶予する。

誰がCCSFへの申し立てをするか？

- ・ 債務者自身、つまり商業従事者、手工芸者、農業従事者、自営業の個人、私法上の法人（企業、協会）
- ・ または臨時代理人

申し立て受理条件

- ・ 社会保障申告、社会保険料・給与拠出金の納付、源泉徴収が現時点まで適切に行われていること
- ・ 不正労働で有罪になったことがないこと

負債の内容と額

- ・ 対象となる負債とは、特に税（impôts、taxes）、基本的強制加入機関への社会保障掛け金、ただし従業員負担分と源泉徴収分は除く
- ・ 最低もしくは最高金額の設定なし

どのCCSFに申し立てができるか

- ・ 原則として、企業の本社あるいは（企業の）主要施設が所在する県のCCSF
- ・ 申し立ては書簡にてCCSF常設事務局へ郵送

申し立て書類の内容は

- ・ 書類に記入、以下を添付：(i) 財政的困難証明書、(ii) 社会保障の従業員負担分の納付にかかる自己証明書(attestation sur l'honneur)、(iii)過去3年の財務報告書、(iv)今後数ヶ月の売上(税抜)とキャッシュフロー予測、(v) 1月1日以降現在までのキャッシュフローと売上高(税抜)、(vi)税・社会保障の負債の詳細な状況
- ・ 零細企業（従業員数0～10人、売上高200万ユーロ未満）には簡易書類を予定

（零細企業向け申請書）

https://www.impots.gouv.fr/portail/files/media/1_metier/2_professionnel/EV/4_difficultes/440_situation_difficile/tpe_dossier_simplifie_ccsf.pdf

公的財政総局（DGFIP）のウェブサイト参照：

<https://www.impots.gouv.fr/portail/professionnel/ccsf-et-codeficiri>

財政支援策を享受する大企業の責務

税・社会保障費税納付の期日延期あるいは政府信用保証融資を申請する大企業は：

2020年はフランス内外株主への配当なし

2020年は自社株買いなし

上記責務は3月27日より適用される。

詳細は以下サイト：<https://www.economie.gouv.fr/files/files/PDF/2020/covid-faq-termes-references-dividendes.pdf>

2. 事業運営状況が非常に困難な状況にある場合、個々の審査ベースの減税

直接税の減免措置を受けるためには？

新型コロナウイルスの影響で支払いに困難が生じた場合、国税会計官に滞納分の税金の分割支払い、もしくは支払い期限を延期するための支払い計画を願い出ることができる。

分割もしくは支払い期限を延期しても納付ができない場合、最も困難な状況にある企業については、直接税（例えば法人税、国土経済拠出金：CET）の軽減を願い出ることができる。軽減措置を受けるにあたり、企業の経営困難状態に鑑みて、個別審査が行われる。

軽減措置依頼用紙は下記からダウンロード：

<https://www.impots.gouv.fr/portail/node/13465>

3. 事業運営状況が困難な状況にある小規模企業を対象とした、家賃、水道・光熱費の支払い延期 どう家賃、水道代、ガス代、電気代の支払い延期を享受するか？

大統領は2020年3月16日の演説にて、経営状態が苦しい零細企業（plus petites entreprises）の家賃、水道代、ガス代、電気代の支払いの延期を発表した。

それらをどう享受するか？

政府および地域圏による連帯基金からの支援金を受ける権利を有する零細企業（以下参照）は、家賃、水道代、ガス代、電気代の支払いを延期することができる。

- ・ 水道代、ガス代、電気代の請求書について、上記の請求書の支払いが難しい企業は、水、ガス、電気の提供企業に即刻メールもしくは電話にて協議による支払い延期を申し出ることができる。
- ・ 商業施設の賃貸料について、2020年3月20日に主要な賃貸人連合は、会員の賃貸人に対して、4月支払い期限の賃貸料、および省令（アレテ）により営業を停止した日以降の期間についての賃貸料を中断するように呼びかけた。

具体的には

- ・ 営業を停止したセクターに属する零細企業（TPE）および中小企業（PME）に対して：
 - 賃貸料と管理費の支払い請求は四半期ではなく月毎に行う。
 - 2020年4月1日以降および省令（アレテ）により営業を停止した日以降の期間の賃貸料と管理費の取り立ては中断。活動が再開された際の賃貸料および管理費の支払いは、延滞による罰金および利子を課せられることなしに、当該企業の経営状況に合わせた延期または分割支払いが可能。

省令（アレテ）により営業を停止した零細企業および中小企業については、上記の措置は自動的に、また個々の状況に関わらず適用される。

- ・ 営業停止にはなっていないが新型コロナ危機により経済活動が著しく低下した企業については、その経営状況に応じて、ケースバイケースで状況を審査する。

4. 事業運営状況が非常に困難な状況にある零細企業(TPE)や自営業(indépendants)、自由業(professions libérales)、個人事業主(micro-entrepreneurs)を対象とした、国と地域圏の連帯基金による 1,500 ユーロ支給措置

政府および地域圏による連帯基金（税金控除）を享受するには？

政府と地域圏は、新型コロナ危機により、打撃をより受けた零細企業（les petites entreprises）を支援する目的で連帯基金を設置した。コミューン間協力公施設法人（ジエトロ注）と大企業も基金の資金調達に協力する。複数の保険会社は、すでに基金への 4 億ユーロの拠出金を発表した。

（ジエトロ注）フランスの地方行政は 13 の地域圏（本土のみ）、101 の県、3 万 5,357 の市町村（コミューン）、複数の市町村からなる市町村行政連合体（intercommunalité）から構成される。市町村広域連合体は行政組織として「コミューン間協力公施設法人」という形態を取る。

政府と地域圏の財源による連帯基金の対象者は？

連帯基金による 1,500 ユーロの支援対象は、年間売上高が 100 万ユーロ未満で、年間課税対象利益が 6 万ユーロ未満、10 人以下の従業員を有する零細企業（TPE）、自営業（indépendants）、独立事業主（micro-entrepreneurs）、自由業（professions libérales）でかつ下記の条件に当てはまる企業。ただし、グループ企業の子会社の場合、グループ全体が下記の条件を満たしている場合を除き対象外となる。

- 2020 年 3 月 23 日付デクレ 8 条によって、持ち帰り、配達、＜ルームサービス＞などオーダーピッキングアップ業務は継続していたとしても、大衆の受け入れを禁じられた場合

または

- 3 月分支援金については：2020 年 3 月の売上が前年同月比で少なくとも 50% 減
- 4 月分支援金については：2020 年 4 月の売上が前年同月比もしくは前年の月単位平均売上比で少なくとも 50% 減

また、ブリュノ・ルメール経済・財務相は 2020 年 4 月 15 日、農業共同経営集団（GAEC）に所属する農業従事者、著作権を有する芸術分野従事者、更生または救済手続き中の企業についても連帯基金の対象とすると発表。

最も困難な状況にある企業に対しては、以下の全ての要件を満たす場合には 2,000～5,000 ユーロの追加支援が供与される：

- 第一次支援（1,500 ユーロまたはそれ以下の額）を受けた
- 2020 年 3 月 1 日時点で無期または有期契約の社員を 1 人以上雇用
- この先 30 日以内に負債の返済や 2020 年 3 月、4 月分の商業・職業関連物件賃料など固定費の支払いが不可能
- 2020 年 3 月 1 日以降に取引銀行へ資金貸付依頼が拒否された、または 10 日以上回答が得られていない。

4 月 15 日以降、書類審査は地方（地域圏）および国の地方出先機関の担当課が共同で行う。

支援金をどう得るか？

3 月の支援金：3 月分として最高 1,500 ユーロ（非課税）を受給のために、対象企業はウェブサイト impots.gouv.fr で簡易申請が可能。

4 月の支援金：4 月分として最高 1,500 ユーロ（非課税）を受給のために、行政措置により閉鎖または 2020 年 4 月の売上が前年同月比もしくは前年の月平均売上比で 50% 以上減少などの支援対象企業は、**5 月 1 日以降**、ウェブサイト impots.gouv.fr で簡易申請が可能。

追加支援金：4 月 15 日より、最も困難な状況にある企業については、地域圏に対し、企業規模と財務状況により 2,000～5,000 ユーロの追加支援の要請が可能。

連帯基金援助を得るための手続き方法は下記参照

https://www.economie.gouv.fr/files/files/PDF/2020/DP-Fonds_de_solidarite.pdf

5. 企業の新規借入に対する 3,000 億ユーロの政府信用保証

政府信用保証による融資を受けるには？

政府信用保証

政府は、法人向けの銀行融資に総額 3,000 億ユーロの政府信用保証を付与する特別措置を導入。

企業は 2020 年 12 月 31 日までに、その企業規模、形態に関わらず（特に企業、商人、手工業者、農業従事者、自由業、独立事業主、経済活動を行う協会および財団）、取引先銀行に資金繰りのために政府信用保証を依頼することができる。ただし、不動産経営会社、クレジット会社、融資会社は適用外。本年初以降、倒産手続き中の企業についても政府信用保証の対象となる。

融資額は 2019 年の売上の 3 ヶ月分を上限、イノベーション企業もしくは 2019 年 1 月 1 日以降に設立された（スタートアップ）企業については過去 2 年間に支払った給与総額を上限とする予定。融資後 1 年間は、返済は求められない。企業は融資の返済期間を、5 年を限度に選択することができる。

銀行は融資依頼を審査し、迅速に回答する義務を負う。また、企業、および商人などの流動資産の負担を即刻軽減するために、マージンなしで政府信用保証融資を多くの企業に対して行う。

しかしながら、特に大企業など納入業者に対する支払い期限を遵守していない全ての企業は、取引先銀行に政府信用保証を利用しての融資を受けることはできない。

この他、フランスの銀行は企業への貸付金の返済期限を 6 ヶ月まで無料で延期することを確約した。

政府信用保証を受けるには？

- ・ フランス国内における従業員 5,000 人未満の企業で、かつ売上が 15 億ユーロ未満の企業：

1. 取引先銀行に融資を依頼する

複数の融資を一つにまとめることが可能。融資額は売上高の 25%未満、またはイノベーション企業もしくはスタートアップ企業（entreprises en création）については、過去 2 年間に支払った給与総額を上限とする。

2. 経営状況（特に融資可能な基準）を確認後に銀行は融資に対する暫定合意を与える。
3. 融資対象企業はプラットフォーム attestation-pge.bpifrance.fr から、統一認識名（identifiant unique）を入手し銀行に報告する。

その際に SIREN 番号（企業、事業所の識別番号）、融資金額、銀行支店名も合わせて提出する。同措置が稼働してから最初の 1 ヶ月は一つの統一番号のみを得ることができる。同作業は銀行からの融資暫定合意を得てから行う。

4. フランス公共投資銀行（Bpifrance）による統一番号の確認後に銀行は正式に融資をする。

問題が生じた場合、もしくは拒否された場合、企業は下記の Bpifrance に直接コンタクトすることができる：
supportentrepriseattestation-pge@bpifrance.fr.

- ・ 従業員 5,000 人以上、もしくはフランス国内の売上高が 15 億ユーロ以上の企業

1. 取引銀行に融資依頼を行い、暫定合意を得る。
2. 企業は融資申請を下記のサイトで行う。
garantie.etat.grandesentreprises@bpifrance.fr
3. 申請を受け取り次第、Bpifrance Financement の協力のもとに、経済財務省国庫総局が書類審査する。
4. 政府信用保証は経済・財務大臣が出す省令（アレテ）により個別に与えられる。
5. 銀行は企業に融資をすることができる。

政府信用保証を得るための手続きについては下記を参照

<https://www.economie.gouv.fr/files/files/PDF/2020/dp-covid-pret-garanti.pdf>

Bpifrance により導入された中小企業（PME）および中堅企業（ETI）に対して、12～18 ヶ月の貸越し、または 3～6 年間の融資に対して 3 月 16 日以降は支払い期限の 6 ヶ月の延期を保証するという措置はそのまま有効である。

Bpifrance の上記措置を受けるためには

- ・ オンラインで下記の用紙に要記入
https://mon.bpifrance.fr/authentication/?TAM_OP=login&ERROR_CODE=0x00000000&URL=%2Fmon-espace%2F#/formulaire/soutienauxentreprises
- ・ もしくは Bpifrance「新型コロナウイルス」フリーダイヤル 0969 370 240 に電話する。

より詳細については、Bpifrance の関連ウェブサイト参照：

<https://www.bpifrance.fr/A-la-une/Actualites/Coronavirus-Bpifrance-active-des-mesures-exceptionnelles-de-soutien-aux-entreprises-49113>

財政支援策を享受する大企業の責務

税・社会保障費税納付の期日延期あるいは政府信用保証融資を申請する大企業は：

2020年はフランス内外株主への配当なし

2020年は自社株買いなし

上記責務は3月27日より適用される。

詳細は以下サイト：<https://www.economie.gouv.fr/files/files/PDF/2020/covid-faq-termes-references-dividendes.pdf>

6. 銀行とのローン返済繰延の交渉における政府・仏中銀の支援（貸付調停）

銀行からの借入金の分割返済期限の交渉において、貸付調停サービスを受けるには？

どのような仕組みか？

貸付調停制度とは一つもしくは複数の金融機関（銀行、リース会社、ファクタリング会社、信用保険など）との問題を抱える全ての企業を支援するための公的制度。

フランス本土においてはフランス銀行のダイレクター、海外県・海外領土においては海外発券局のダイレクター、計105人の調停官により構成される。

どう利用するか？

下記のウェブサイトにて調停内容を入力することができる：

<https://mediateur-credit.banque-france.fr/>

48時間後に調停官から連絡があり、申請受理の可否を確認、問題解決に向けての行動計画を一緒に決定する。調停官は関係銀行と話し合う。

調停官は問題点を特定し、解決することを目的に関係金融機関を招集することができる。また、利害関係者に対して解決策を提案することもできる。

7. 部分失業（一時帰休）制度の簡素化および拡充による雇用の維持

一時帰休の措置を享受するには？

どのような仕組みか？

企業は、従業員の額面給与の70%（ネットの約84%）の手当を支払う。最低賃金（SMIC）の従業員は100%支払われる。

企業は、最低賃金（SMIC）の4.5倍、額面給与6,927ユーロまで国から補填される。

享受するには？

活動を削減、あるいは停止しなければならない企業は、従業員を一時帰休させるため、労働省の一時帰休のポータルサイトから部分休業（activité partielle）をオンラインで申請できる：

<https://activitepartielle.emploi.gouv.fr/aparts/>

労働省は、3月16日以降、一時帰休の申請に関し企業に遡及措置を含み30日間の猶予を与えるとした。詳細は労働省のウェブサイト参照：<https://travailemploi.gouv.fr/emploi/accompagnement-des-mutations-economiques/activite-partielle>

企業は、詳細について競争・消費・労働・雇用局（DIRECCTE）に問い合わせることもできる。

8. 企業調停官によるクライアント、サプライヤーとの係争処理支援

企業間で係争がある場合、調停官を利用するには？

どのような仕組みか？

調停官は調停のサービスを無料かつ迅速に提供する。調停官は7日以内に提訴者に連絡、行動計画を定め守秘義務を決める。係争の秘密、および企業の名誉は守られる。

解約の意思の表示のない限り自動的に更新される契約、公共調達を含め、私法上の契約の履行に関する係争（例：支払いの遅延、仕様を守っていないサービス・商品など）は全て調停官の申立の対象になる。

どう利用するのか？

オンラインで企業の調停官に申し立てることができる：<https://www.mieist.bercy.gouv.fr/>.

申し立ての前に、以下の書式に記入、送付することで、守秘義務を遵守の上、質問、アドバイスを受けることができる：

<https://www.economie.gouv.fr/mediateur-des-entreprises/contactez-mediateur-des-entreprises>

経済・財務省および行動・公会計省のポータルサイト [economie.gouv.fr](https://www.economie.gouv.fr) に全ての情報が掲載されている：

<https://www.economie.gouv.fr/mediateur-des-entreprises/la-mediation>

9. 国・地方自治体は新型コロナウイルス感染症を不可抗力と認定、政府および自治体による公共調達不履行の遅延損害金を不適用

手続きにおいて支援を必要とする場合は、フランス本土と海外県・海外領土において、管轄の商工会議所（CCI）、職業・手工業会議所（CMA）、各地域圏の窓口連絡することができる。

上記会議所等は、企業概要に適した実施措置について情報提供する最初の担当者となり、サービスを受けるために必要な行政手続きを必要に応じて支援する。

CCI と CMA は、複雑な申請を行う企業、もしくは経営状況がより細やかなフォローが必要な企業については、競争・消費・労働・雇用局（DIRECCTE）、海外県・海外領土については DIECCTE（DIRECCTE の海外県・海外領土版）、フランス公共投資銀行（Bpifrance）、経済・財務省公会計総局（DGFIP）、社会保障・家族手当保険料徴収連合（URSSAF）にコンタクトするようになっていることもある。

商工会議所（CCI）の連絡先

<https://www.cci.fr/coronavirus-entreprise#carteCCI>

職業・手工業会議所（CMA）の連絡先

<http://covidcma.artisanat.fr/#/>

地域圏（ジェトロ注）の連絡先

https://www.economie.gouv.fr/files/files/PDF/2020/Contacts_regionaux_Coronavirus.pdf

（注）地域圏（région）：フランスの地方行政 4 段階（大きい順に、地域圏、県、市町村広域連合体、市町村）のうち最も広域な単位。2015 年の改革で、その数は海外領土を含めて 22 から 13 へ削減された。「州」と訳す場合もある。直接選挙（多数決と比例代表制の組み合わせ）で選出される議員から成る地域圏議会が主要な地域政策の方向性を決定する。地域圏議会議員が選出する地域圏議会議長は、地域政策の優先順位を設定するとともに、地域の予算を管轄する。議長には大臣経験者など政界の重鎮が就任する場合がある。

農業従事者はまず地元の地方農業会議所へ連絡のこと：<https://chambres-agriculture.fr/exploitation-agricole/gerer-son-entrepriseagricole/coronavirus/les-contacts-locaux-covid-19/>

10. 輸出企業への支援策

同緊急策は、フランスの輸出企業が直面する危機に早急に対応できるよう支援するためのものである。特に、国内の産業部門に不可欠な原動力である中小・中堅企業に対し資金繰りの安定化を図る。これは、フランス企業を支援するために政府が講じた緊急措置を補完するものである。

輸出企業支援は 4 つの例外的措置が柱となる。

1. 輸出企業の資金繰りの安定を図るため、フランス公共投資銀行（Bpifrance）を通じた公的信用保証の付与により輸出再保険、輸出前貸し保証を強化する。全ての中小・中堅企業向けの輸出に係る公的信用保証の範囲を 90%に引き上げる。保証の期間を 6 カ月間に延長する。
2. 市場開拓に係る保証期間の延長により、実行中の市場開拓保証の期間を 1 年延長する。
3. 公的再保険制度 Cap Francexport の拡大により、短期輸出保険枠の上限を 20 億ユーロに増額する。同制度は全世界向けをカバーする。
4. フランス貿易投資庁（ビジネスフランス）、商工会議所、フランス公共投資銀行（Bpifrance）で構成する「チーム・フランス・エクスポート」のオペレーターによるサポートと情報提供が強化される。地域圏や貿易アドバイザーのネットワークと関係を維持しつつ、民間のサポート実施者を補完する。企業が関心を持つ各地域の市場開拓のための特徴的な情報を収集する。また、ビジネスフランスは、外国への渡航が不可能な状況に対処するための解決策を提案するサービスも実施する。

さらに、輸出に対する金融支援ツールは、「チーム・フランス・エクスポート」の活動と同様、企業が海外市場を維持または迅速に回復するための支援として完全に利用可能であり、新型コロナウイルス危機終了後の企業の跳躍を支援するために積極的に使用される。

- 海外市場開拓保険：新たな市場開拓の機会を調査する中小・中堅企業を支援する保険
- FASEP（民間セクターへの調査・援助基金）：インフラおよび革新的技術の実証者のプロジェクトの事前調査に対する助成金
- フランス公共投資銀行（Bpifrance）が運営する輸出信用保険
- 新興国や発展途上国との国家間プロジェクトに対する政府借款。特に、新型コロナウイルスの打撃を受けた国の衛生需要に応えるために、当該分野のプロジェクトにおける調達企業をフランス企業に限定する。

詳細については、以下のプレスキット、Q&A をご参照：

- プレスキット
https://www.economie.gouv.fr/files/files/PDF/2020/DP_Plan_de_soutien_aux_entreprises_francaises_exportatrices.pdf
- Q&A
<https://www.economie.gouv.fr/files/files/PDF/2020/FAQ-CAP.pdf>

より詳細については、以下にご参照：

- 企業支援に関する Q&A :
https://www.economie.gouv.fr/files/files/2020/coronavirus_faq_entreprises.pdf
- （個人事業主を含む）自由業者の困難に対する政府の回答
<https://www.economie.gouv.fr/files/files/PDF/2020/covid-independants.pdf>
- 政府信用保証融資利用の手続き
<https://www.economie.gouv.fr/files/files/PDF/2020/dp-covid-pret-garanti.pdf>
- 連帯基金利用の手続き
https://www.economie.gouv.fr/files/files/PDF/2020/DP-Fonds_de_solidarite.pdf

本レポートに関するお問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）

パリ事務所

Email: info-prs@jetro.go.jp